

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する
環境基準の水域類型の指定の見直しについて
(答申)

平成 27 年 12 月

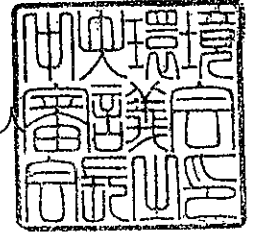
中 央 環 境 審 議 会



中環審第876号
平成27年12月7日

環境大臣臨時代理
国務大臣 石井 啓一 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて
(答申)

平成13年9月25日付け諮問第17号により中央環境審議会に対してなされた「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて(諮問)」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の

水域類型の指定の見直しについて

(答 申)

平成 27 年 12 月

中央環境審議会

生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定の見直し

1. 検討の概況

平成 13 年 9 月 25 日付け諮問第 17 号をもって環境大臣の諮問を受けた、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しが必要な水域のうち、須田貝ダム貯水池、川治ダム貯水池、相模ダム貯水池、城山ダム貯水池、土師ダム貯水池及び松原ダム貯水池の 6 つの湖沼(貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)について検討を行った。検討対象水域の現在の化学的酸素要求量(COD)、全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定及び基準値並びに暫定目標及びその目標年度は以下のとおりである。

政令別表の一に掲げる水域	水域	項目	基準値 (該当類型)	暫定目標 (目標年度)
利根川水系 の利根川	須田貝ダム貯水池 (洞元湖)	化学的酸素 要求量	3 mg/L 以下 (湖沼 A)	-
		全窒素	0.2 mg/L 以下 (湖沼)	0.29 mg/L (H25)
		全燐	0.01 mg/L 以下 (湖沼)	0.018 mg/L (H25)
利根川水系 の鬼怒川	川治ダム貯水池 (八汐湖)	化学的酸素 要求量	3 mg/L 以下 (湖沼 A)	-
		全燐	0.01 mg/L 以下 (湖沼)	0.010 mg/L (H26)
相模川水系 の相模川 (桂川を含む。)	相模ダム貯水池 (相模湖)	化学的酸素 要求量	3 mg/L 以下 (湖沼 A)	-
		全窒素	0.2 mg/L 以下 (湖沼)	1.4 mg/L (H26)
		全燐	0.01 mg/L 以下 (湖沼)	0.085 mg/L (H26)
	城山ダム貯水池 (津久井湖)	化学的酸素 要求量	3 mg/L 以下 (湖沼 A)	-
		全窒素	0.2 mg/L 以下 (湖沼)	1.4 mg/L (H26)
		全燐	0.01 mg/L 以下 (湖沼)	0.048 mg/L (H26)

政令別表の一に掲げる水域	水域	項目	基準値 (該当類型)	暫定目標 (目標年度)
江の川水系 の江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	化学的酸素 要求量	3 mg/L 以下 (湖沼 A)	-
		全窒素	0.2 mg/L 以下 (湖沼)	0.43 mg/L (H26)
		全磷	0.01 mg/L 以下 (湖沼)	0.018 mg/L (H26)
筑後川水系 の筑後川	松原ダム貯水池 (梅林湖)	化学的酸素 要求量	3 mg/L 以下 (湖沼 A)	-
		全窒素	0.4 mg/L 以下 (湖沼)	0.46 mg/L (H20)
		全磷	0.03 mg/L 以下 (湖沼)	-

2. 検討の結果

上記6つの湖沼について、現在の水質の状況、利水の状況、将来水質予測等を踏まえて検討を行った結果、各水域の環境基準の類型指定及び達成期間並びに暫定目標及びその目標年度については、以下のとおりとすることが適当である。

暫定目標については、おおむね5年ごとに必要な見直しを行うとされていることから、暫定目標の目標年度は、平成32年度とすることが適当である。

なお、暫定目標の設定に当たっては、以下の考え方を基本とした。

ア 暫定目標の検討にあたっては、最近の水質改善対策の効果や発生負荷量の変動を反映している直近の実測値（水質調査結果）も勘案し、将来において実現可能と考えられる範囲で最も良好な値を目指すことを基本とする。

イ 環境基準の達成が見込まれる水域においては、暫定目標を設定せず、速やかに環境基準の達成を図ることとする。

また、達成が見込まれない水域においては、実現可能と考えられる範囲で暫定目標を強化する。

ウ 従前の暫定目標に比べ水質の悪化が見込まれる場合は、実測値（年平均値）の推移等も考慮して、可能な限り水質悪化の防止が図られるような暫定目標を設定する。

(1) 須田貝ダム貯水池（洞元湖）

類型については、湖沼A類型・湖沼 類型に相当する水産の利用があることから、引き続き「湖沼A類型・湖沼 類型」とする。

化学的酸素要求量（COD）については、平成 23 年度の 75% 値（3.4mg/L）が湖沼 A 類型の基準値（3mg/L）を上回るものの、概ね基準値を下回る水質で推移していること、及び平成 32 年度の水質予測結果（2.2mg/L）が基準値を下回ることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全窒素及び全燐については、ともに水質の改善が見込まれ、平成 32 年度の水質予測結果（全窒素 0.21mg/L、全燐 0.013mg/L）は湖沼 類型の基準値（全窒素 0.2mg/L、全燐 0.01mg/L）を上回るものの、近年、将来水質予測結果を下回る実測値があり、また、将来水質予測結果の変動範囲の下限値（全窒素 0.19mg/L、全燐 0.0087mg/L）が基準値を下回ることから、環境基準の達成が見込まれると判断し、暫定目標を設定せず、達成期間は【イ 直ちに達成する。】とする。

（ 2 ）川治ダム貯水池（八汐湖）

類型については、湖沼 A 類型・湖沼 類型に相当する水道及び水産の利用があることから、引き続き「湖沼 A 類型・湖沼 類型」とし、全窒素及び全燐の現状を踏まえ、引き続き全窒素は適用除外とする。

化学的酸素要求量（COD）については、平成 21 年度から平成 25 年度の 75% 値が基準値（3mg/L）を下回る水質で推移していることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全燐については、水質の改善が見込まれ、平成 32 年度の水質予測結果（0.0085mg/L）が湖沼 類型の基準値（0.01mg/L）を下回ることから、環境基準の達成が見込まれると判断し、暫定目標は設定せず、達成期間は【イ 直ちに達成する。】とする。

（ 3 ）相模ダム貯水池（相模湖）

類型については、湖沼 A 類型・湖沼 類型に相当する水道の利用があることから、引き続き「湖沼 A 類型・湖沼 類型」とする。

化学的酸素要求量（COD）については、平成 21 年度から平成 25 年度の 75% 値が基準値（3mg/L）を下回る水質で推移していることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全窒素及び全燐については、平成 32 年度の水質予測結果（全窒素 1.3mg/L、全燐 0.080mg/L）から水質の改善が見込まれるものの、湖沼 類型の基準値（全窒素 0.2mg/L、全燐 0.01mg/L）を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても、5 年後において達成が困難なため、達成期間は【二 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する】とする。

平成 32 年度までの暫定目標については、全窒素は、近年、将来水質予測結果を下回る実測値があることから、より良好な水質の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限値である 1.2mg/L と設定する。また、全燐については、近年、水質予測結果を下回る実測値がないことから、平成 32 年度の水質予測結果である 0.080 mg/L と設定する。

(4) 城山ダム貯水池(津久井湖)

類型については、湖沼A類型・湖沼 類型に相当する水道の利用があることから、引き続き「湖沼A類型・湖沼 類型」とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成21年度から平成25年度の75%値が基準値(3mg/L)を下回る水質で推移していることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全窒素及び全燐については、平成32年度の水質予測結果(全窒素1.2mg/L、全燐0.048mg/L)から水質の改善が見込まれるものの、湖沼 類型の基準値(全窒素0.2mg/L、全燐0.01mg/L)を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【二 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成32年度までの暫定目標については、近年、将来水質予測結果を下回る実測値があることから、より良好な水質の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限値とし、全窒素は1.1mg/Lと設定し、全燐は0.042mg/Lと設定する。

(5) 土師ダム貯水池(八千代湖)

類型については、湖沼A類型・湖沼 類型に相当する水道及び水産の利用があることから、引き続き「湖沼A類型・湖沼 類型」とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成21年度から平成25年度の75%値が基準値(3mg/L)を下回る水質で推移していることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全窒素及び全燐については、平成32年度の水質予測結果(全窒素0.62mg/L、全燐0.018mg/L)が湖沼 類型の基準値(全窒素0.2mg/L、全燐0.01mg/L)を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【二 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成32年度までの暫定目標については、全窒素は、将来水質予測結果の変動範囲の下限値(0.55mg/L)が平成26年度までの暫定目標を上回るものの、実測値の推移等も考慮し、近年の実測値(年平均値)が低下傾向にあること、及び過去に従前の暫定目標を満たす年があったことから、実現可能と考えられる最も低い値として従前の暫定目標を据え置き、0.43 mg/Lと設定し、今後、経過を見守りつつ、引き続き、段階的な水質改善を図ることとする。また、全燐については、将来水質予測結果(0.018mg/L)が平成26年までの暫定目標と同じ値であり、近年、その値を下回る実測値がないことから、暫定目標を据え置き、0.018 mg/Lと設定する。

(6) 松原ダム貯水池(梅林湖)

類型については、湖沼A類型・湖沼 類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼 類型」とする。

化学的酸素要求量（COD）については、平成 21 年度から平成 25 年度の 75% 値が基準値（3mg/L）を下回る水質で推移していることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全窒素については、水質の改善が見込まれ、平成 32 年度の水質予測結果（0.43mg/L）は湖沼 類型の基準値（全窒素 0.4mg/L）を上回るものの、近年、将来水質予測結果を下回る実測値があり、また、将来水質予測結果の変動範囲の下限値（0.36mg/L）が基準値を下回ることから、環境基準の達成が見込まれると判断する。

全燐については、平成 23 年度の年平均値（0.034mg/L）が湖沼 類型の基準値（0.03mg/L）を上回るものの、概ね基準値を下回る水質で推移していること、及び平成 32 年度の水質予測結果（0.023mg/L）が基準値を下回ることから、引き続き環境基準の達成が見込まれると判断する。

以上より、全窒素及び全燐の達成期間は【イ 直ちに達成する。】とする。

以上を整理すると、以下の表となる。

政令別表による名称	水域	水域類型	達成期間	(参考) 現行の類型
利根川水系の 利根川	須田貝ダム 貯水池 (洞元湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼	直ちに達成する	湖沼 全窒素：平成 25 年度までの暫定目標 0.29mg/L 全燐：平成 25 年度までの暫定目標 0.018mg/L
利根川水系の 鬼怒川	川治ダム 貯水池 (八汐湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼 全窒素を 除く	直ちに達成する	湖沼 全燐：平成 26 年度までの暫定目標 0.010 mg/L

政令別表による名称	水域	水域類型	達成期間	(参考) 現行の類型
相模川水系の 相模川	相模ダム 貯水池 (相模湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する 全窒素：平成 32 年度までの暫定目標 1.2mg/L 全燐：平成 32 年度までの暫定目標 0.080 mg/L	湖沼 全窒素：平成 26 年度までの暫定目標 1.4 mg/L 全燐：平成 26 年度までの暫定目標 0.085 mg/L
相模川水系の 相模川	城山ダム 貯水池 (津久井湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する 全窒素：平成 32 年度までの暫定目標 1.1mg/L 全燐：平成 32 年度までの暫定目標 0.042mg/L	湖沼 全窒素：平成 26 年度までの暫定目標 1.4 mg/L 全燐：平成 26 年度までの暫定目標 0.048 mg/L
江の川水系の 江の川	土師ダム 貯水池 (八千代湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する 全窒素：平成 32 年度までの暫定目標 0.43 mg/L 全燐：平成 32 年度までの暫定目標 0.018 mg/L	湖沼 全窒素：平成 26 年度までの暫定目標 0.43 mg/L 全燐：平成 26 年度までの暫定目標 0.018 mg/L

政令別表による名称	水域	水域類型	達成期間	(参考) 現行の類型
筑後川水系の 筑後川	松原ダム 貯水池 (梅林湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼	直ちに達成する	湖沼 全窒素：平成 20 年 度までの暫定目標 0.46 mg/L 全燐：直ちに達成

注) 城山ダム貯水池(津久井湖)については、沼本ダム調整池も含まれる。

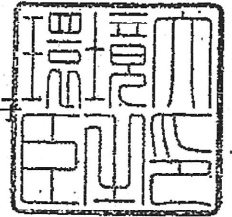
なお、現在見込み得る対策を行ったとしても、自然由来の発生負荷量の影響により、環境基準の達成が非常に困難な湖沼については、環境基準の類型指定や暫定目標等の取扱いについて、今後の検討が必要である。

諮問 第 17号
環水企 第169号
平成13年 9月 25日

中央環境審議会会長

森 篤 昭 夫 殿

環 境 大 臣
川 口 順



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の
水域類型の指定の見直しについて（諮問）

環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第2号の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)別表2(生活環境の保全に関する環境基準)の1に係る水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、「水質汚濁に係る環境基準について」に基づき、各公共用水域につき、利用目的等に応じ、環境大臣又は都道府県知事が水域類型の指定を行うこととされており、昭和45年度から多くの水域について指定が行われた。

この水域類型の指定については、水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとされており、平成9年5月14日に貴審議会に諮問し、これまで答申のあった中川下流等6河川水域及び小河内ダム貯水池等6湖沼水域について水域類型を見直したところである。

政府が水域類型の指定を行うこととされている水域については、これらの水域以外にも水質や利水目的の変化等が認められる水域が存在することから、必要な水域について引き続き水域類型の見直しを行っていく必要がある。

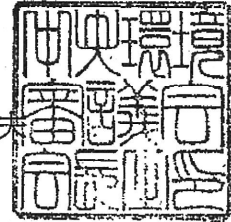
そこで、生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第28号
平成13年9月26日

中央環境審議会水環境部会
部会長 村岡浩爾 殿

中央環境審議会
会長 森 嶋 昭 夫



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の
指定の見直しについて（付議）

平成13年9月25日付け環水企第169号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。

中央環境審議会水環境部会委員名簿

部会長	岡田 光正	放送大学教授 教育支援センター長
委員	大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科 教授
委員	白石 寛明	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク研究センターフェロー
委員	高村 典子	国立研究開発法人国立環境研究所生物・生態系環境研究センターフェロー
委員	藤井 絢子	NPO 法人菜の花プロジェクトネットワーク代表
臨時委員	浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
臨時委員	太田 信介	一般社団法人地域環境資源センター相談役
臨時委員	大塚 直	早稲田大学法学部 教授
臨時委員	小倉 滋	一般社団法人日本鉄鋼連盟 環境・エネルギー政策委員会副委員長
臨時委員	金澤 寛	国立研究開発法人港湾空港技術研究所 顧問
臨時委員	兼廣 春之	大妻女子大学 教授
臨時委員	鈴木 邦夫	日本製紙連合会副会長・技術環境部会長
臨時委員	曾小川 久貴	公益社団法人日本下水道協会理事長
臨時委員	竹村 公太郎	公益社団法人リバーフロント研究所研究参与
臨時委員	田村 洋子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
臨時委員	永井 雅師	全日本水道労働組合中央執行委員長
臨時委員	中田 英昭	長崎大学水産学部教授
臨時委員	長屋 信博	全国漁業協同組合連合会代表理事専務
臨時委員	西垣 誠	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授
臨時委員	西川 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
臨時委員	福島 武彦	筑波大学 生命環境系教授
臨時委員	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科 教授
臨時委員	細見 正明	東京農工大学工学研究院化学システム工学科 教授
臨時委員	三隅 淳一	一般社団法人 日本化学工業協会環境安全委員会委員長
臨時委員	山室 真澄	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会名簿

委員長	岡田 光正	放送大学教授・教育支援センター長
臨時委員	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科附属 水環境制御 研究センター教授
専門委員	井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
専門委員	小倉 久子	元千葉県環境研究センター水質環境研究室長
専門委員	尾崎 保夫	秋田県立大学名誉教授
専門委員	風間 ふたば	山梨大学大学院医学工学総合研究部 国際流域環境研究センター教授
専門委員	萱場 祐一	国立研究開発法人 土木研究所 水環境研究グ ループ 河川生態チーム 上席研究員
専門委員	木幡 邦男	埼玉県環境科学国際センター研究所長
専門委員	榊原 隆	国土交通省 国土技術政策総合研究所 下水道研究官
専門委員	田尾 博明	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 四国センター 所長
専門委員	長岡 裕	東京都市大学工学部都市工学科教授
専門委員	花里 孝幸	信州大学山岳科学総合研究所 山地水域環境保全学部門長

審議経過

(諮問)

平成 13 年 9 月 25 日 中央環境審議会長への諮問
平成 13 年 9 月 26 日 中央環境審議会長から水環境部会長への付議

(答申)

平成 14 年 5 月 17 日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成 14 年 5 月 17 日 中央環境審議会長からの答申

(答申)

平成 15 年 2 月 28 日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成 15 年 2 月 28 日 中央環境審議会長からの答申

(審議再開 ; 第二部)

(答申)

平成 20 年 6 月 17 日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成 20 年 6 月 17 日 中央環境審議会長からの答申

(答申)

平成 22 年 6 月 14 日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成 22 年 6 月 14 日 中央環境審議会長からの答申

(答申)

平成 24 年 12 月 27 日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成 24 年 12 月 27 日 中央環境審議会長からの答申

(審議会の審議経過)

平成 27 年 3 月 30 日 第 13 回陸域環境基準専門委員会
平成 27 年 7 月 9 日 第 14 回陸域環境基準専門委員会
(平成 27 年 9 月 14 日 ~ 平成 27 年 10 月 13 日 意見募集)
平成 27 年 12 月 4 日 第 40 回水環境部会に報告

(答申)

平成 27 年 12 月 7 日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成 27 年 12 月 7 日 中央環境審議会長からの答申